

2010年11月5日

内閣府犯罪被害者等施策推進室

室長 太田裕之 殿

全国犯罪被害者の会(あすの会)

代表幹事 岡村 勲

いつもお世話になり有り難うございます。

ところで平成22年度犯罪被害者白書には、小林美佳氏の手記が載せられ、さらに本年12月1日開催の犯罪被害者週間国民の集い中央大会においては、同氏がパネルディスカッションのパネリストになるとのことでございます。

小林美佳氏は、「被害者と司法を考える会」の運営委員であります。同会は、日本弁護士連合会と歩調を同じくし、被害者参加、損害賠償命令、少年審判の被害者傍聴、凶悪犯罪の公訴時効の廃止に反対し、犯罪被害者の運動を妨害して参りました。

私たちは、小林氏に対し、人を介して性犯罪の被害者として活動するのなら、犯罪被害者の権利の実現を妨害をする同会を退会すべきだと再三忠告しましたが、これを拒否し今日に至っております。この間の事情は、太田室長に報告しております。

申すまでもなく、犯罪被害者週間は、犯罪被害者を哀れみと支援の対象として捉えるべきでなく、犯罪被害者の尊厳とそれを守るに相応しい権利の実現を目指す週間として制定されたものであります。

その犯罪被害者週間において、犯罪被害者の権利実現を妨害してきた小林美佳氏(性犯罪の公訴時効延長にさえ反対しています)をパネリストにすることは、犯罪被害者週間の趣旨に反するだけでなく、一般犯罪被害者の感情を逆撫でするもので、内閣府の見識を疑わざるを得ません。

また、内閣府は、平成22年度被害者白書に於いて、同氏の手記を掲載いたしました。犯罪被害者の権利獲得に妨害し続けたものを、体験談を出版したからといって、手記を掲載するというのは、どのような根拠によるのでしょうか。この手記が犯罪被害者の反撥を招いていることを、内閣府はご存じないのですか。

以上により、当会は、内閣府に対して、次のことを要望及び質問いたします。

要望及び質問

1. 小林美佳氏を犯罪被害者週間のパネリストから除外すること
2. 犯罪被害者であるならば、被害者の権利の実現を妨害するものでも、被害者白書に手記を掲載させるのですか

以上